

長野県スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県の地域クラブ活動の指導者の養成と資質の向上を図るため、予算の範囲内において長野県スポーツ指導者資格取得促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 「信州地域クラブ活動指導者人材バンク」に登録し、今後長野県内の中学生期の地域クラブの指導者として協力ができる者であること。
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）の規定に基づく暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象資格)

第3 補助金の交付対象となるスポーツ指導者資格は、公益財団法人日本スポーツ協会等が認定するもののうち、次の各号に掲げる資格とする。

- (1) スタートコーチ（競技別）
- (2) スタートコーチ（教員免許状保持者）
- (3) スタートコーチ（ジュニア・ユース）
- (4) コーチ1
- (5) 公益財団法人日本サッカー協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会公認のC級コーチ

(補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3に定める資格の取得に当たって必須となる講習会の受講料、テキスト代及び登録料であって、第7に定める申請を行った年度内に支出したものとする。ただし、資格の更新にかかる費用は含めないものとする。

2 前項の補助対象経費のうち、受講料及びテキスト代については、前年度中に支出がなされた場合でも対象に含めることができるものとする。

(補助金の額の算定)

第5 補助金の額は補助対象経費総額に2分の1を乗じて得た額とし、上限を8,300円とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるとしている。

(交付回数)

第6 この補助金の交付は、一人1回を限度とする。

(交付申請及び実績報告書)

第7 第8の規定により補助金の交付を受けようとする者は、対象資格の登録手続きが完了した日（以下「登録完了日」という。）から起算して30日以内又は登録完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、長野県スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）及び次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 受講した講習会等の内容が確認できる書類
- (2) 受講料及びテキスト代等の支払が確認できる書類
- (3) 登録料の支払が確認できる書類

(交付決定及び額の確定)

第8 知事は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金を交付することが適当であると認めた場合には、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9 知事は、第8の規定による補助金の額の確定を行った者に対し、長野県スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）により、第8の規定による確定額に基づき、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第10 知事は、第8の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請に虚偽又は不正があった場合
- (2) 指導者として不適当と認められる事実が判明した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命じることができる。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和7年12月24日から施行する。